

7-1 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準は、次に定めるところによる（消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋（一部修正））。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (5) 「一部破損」とは、全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (6) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・大規模半壊・半壊には該当しないが、土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (7) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、協働センター・ふれあいセンター、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流出・埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流出・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいい、その被害とは、復旧工事を必要とする程度のものとする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものをいい、その被害とは、一部が損壊し車両の通行が不能となった程度のものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋をいい、その被害とは、一部または全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度のものとする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川、若しくはその他の河川、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸をいい、その被害とは、復旧工事を要する程度のものとする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、繫留（けいりゅう）施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設をいい、その被害とは、復旧工事を要する程度のものとする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然河岸をいい、これらが決壊または埋没し、復旧工事を要する程度の被害とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設をいい、その被害とは、一部が破損し、一次使用不能程度のものとする。

(11) 「崖（がけ）くずれ」とは、崖（がけ）くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、又は復旧工事を要する程度のことをいう。

(12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

(13) 「被害船舶」とは、櫓（ろかい）のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの、又は流失し所在が不明になったもの、若しくは修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものをいう。

(14) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうちもっとも多く断水した時点における戸数とする。

(15) 「電話」とは、災害により通話不能となった回線数をいう。

(16) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(17) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

5 り災世帯・り災者

(1) 「り災世帯」とは、災害により全壊・大規模半壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活

を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(2) 「り災者」とは、「り災世帯」の構成員とする。

6 火災発生

火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告するものであること。

7 被害金額

(1) 指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき、次の事項を除く物的被害の概算額を百万円単位として計上する。(災害対策基本法施行規則第1条)

ア 法令または予算によりその災害復旧事業費につき国庫負担金もしくは国庫補助のある施設の被害

イ 農作物・林産物・畜産物(家畜・家きんを含む。)養繭及び水産物の被害

ウ 国及び県の有する財産・施設の被害

(2) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(3) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(4) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林道荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(5) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(6) 公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、被害見込額を記載し、金額が確定後に査定済額を報告する。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

8 その他

備考欄には、災害発生日月日・災害発生場所・災害の種類及び概況・消防機関の活動状況について簡潔に記入し、消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し、防災活動に従事した者で待機は含まない。

報告は、消防職員・消(水)防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。なお、正確な員数が早急に把握することが困難な場合は、当初が概算でも差し支えない。

7-4 災害定時及び確定報告書様式

供 覧								
<u>被害報告受信簿</u>						整理 検印 報告		
(浜松市 第 報) 月 日 時 分現在								
発信者	浜松市			受信者		受信時刻	月 日 時 分	
災害発生の日時		月 日 時 分						
災害発生の場所		浜松市 区 町・丁目						
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分			廃止 月 日 時 分			
区 分		件 数	備 考		区 分		件 数 備 考	
人的被害	死 者	人			その他	崖くずれ	箇所	
	行方不明	人				鉄道不通	箇所	
	負傷者	重 傷 者				人	被害船舶	箇所
		軽 傷 者				人	水道	箇所
住家被害	全 壊	棟				電話	箇所	
		世帯				電気	箇所	
		人				ガス	箇所	
	大規模半壊	棟			ブロック塀等	箇所		
		世帯			り災世帯数	世帯		
		人			り災者数	人		
	半 壊	棟	火災発生	建物	件			
		世帯		危険物	件			
		人		その他	件			
	一部損壊	棟	公立文教施設	千円				
世帯		農林水産業施設	千円					
人		公共土木施設	千円					
床上浸水	棟	その他の公共施設	千円					
	世帯	小計	千円					
	人	公共施設被害市数	団体					
床下浸水	棟	その他	農産被害	千円				
	世帯		林産被害	千円				
	人		畜産被害	千円				
非住家	公共建物		棟	水産被害	千円			
	その他		棟	商工被害	千円			
その他	田	流失・埋没	ha	被害総額	千円			
		冠 水	ha		避難勧告 指示の状況	地 区 数	箇所	
	畑	流失・埋没	ha	避難場所		箇所		
		冠 水	ha	人 員		人		
	文教施設	箇所	消防職員出動延人数	人				
	病院	箇所	消防団員出動延人数	人				
	道路	箇所	災害対策本部設置時間					
	橋りょう	箇所	災害対策本部廃止時間					
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						

被害総額の細目			備考	
区分		被害		
公共文教施設	千円			
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小計	千円			
公共施設被害棟数	棟			
その他	農産被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	その他	千円		
備考	災害の概要			
	消防機関の活動状況			
	その他 (避難の勧告指示の状況)			

7-5 火災・災害等即報

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) 鎮火日時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 m ² 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)